

平成28年第1回墨田区議会定例会提出予定案件

予算

- 1 平成27年度墨田区一般会計補正予算
- 2 平成27年度墨田区一般会計補正予算
- 3 平成28年度墨田区一般会計予算
- 4 平成28年度墨田区国民健康保険特別会計予算
- 5 平成28年度墨田区介護保険特別会計予算
- 6 平成28年度墨田区後期高齢者医療特別会計予算

条例

- 1 墨田区附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例
- 2 墨田区手数料条例の一部を改正する条例
- 3 墨田区情報公開条例等の一部を改正する条例
- 4 墨田区職員定数条例の一部を改正する条例
- 5 職員の分限に関する条例の一部を改正する条例
- 6 職員の結核休養に関する条例を廃止する条例
- 7 地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例
- 8 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
- 9 職員の退職管理に関する条例
- 10 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 11 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例
- 12 墨田区印鑑条例の一部を改正する条例
- 13 墨田区国民健康保険条例の一部を改正する条例
- 14 墨田区いじめ防止対策推進条例の一部を改正する条例
- 15 幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 16 墨田区立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例
- 17 墨田区建築審査会条例の一部を改正する条例
- 18 墨田区特別工業地区建築条例の一部を改正する条例
- 19 墨田区中高層建築物の建築に係る紛争の予防及び調整に関する条例の一部を改正する条例
- 20 墨田区道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例
- 21 墨田区立公園条例の一部を改正する条例
- 22 墨田区女性福祉資金貸付条例の一部を改正する条例
- 23 墨田区介護保険条例の一部を改正する条例
- 24 墨田区学童クラブ条例の一部を改正する条例
- 25 墨田区保育所条例の一部を改正する条例

契約

- 1 信託の変更について

その他

- 1 特別区道路線の認定について
- 2 特別区道路線の認定について
- 3 特別区道路線の認定について
- 4 特別区道路線の認定について
- 5 特別区道路線の認定について
- 6 東京都後期高齢者医療広域連合規約の変更に係る協議について

平成28年第1回墨田区議会定例会提出予定案件概要

<条例>

1 墨田区附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例

(1) 改正理由及び内容

ア 墨田区小規模企業特別融資資金融資あっせん審査会の廃止

小規模企業特別融資の利用状況等に鑑み、同融資制度を廃止することに伴い、墨田区小規模企業特別融資資金融資あっせん審査会を廃止する。

イ すみだ燃えない・壊れないまちづくり会議の廃止

すみだ燃えない・壊れないまちづくり会議について、予定していた設置期間が満了し、建築物の不燃化及び耐震性の向上に係る施策の研究及び政策的提案について一定の目的が達成されたことに伴い、同会議を廃止する。

(2) 施行期日

本年4月1日

2 墨田区手数料条例の一部を改正する条例

(1) 改正理由

コンビニエンスストア等の多機能端末機による住民票の写し等の交付の開始及び行政不服審査法の全部改正(26.6.13公布、28.4.1一部施行)に伴い、区民関係手数料の新設等をするとともに、長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則の一部改正(28.2.4公布、28.4.1施行)等及び建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の制定(27.7.8公布、28.4.1一部施行)に伴い、建築・都市計画・土木関係手数料を新設する。

(2) 内容及び施行期日

別紙1のとおり

3 墨田区情報公開条例等の一部を改正する条例

(1) 改正理由

行政不服審査法の全部改正(26.6.13公布、28.4.1一部施行)により、不服申立てに係る審理手続において、審理員制度及び第三者機関への諮問手続が導入されることに伴い、次の条例を改正する。

- ・墨田区情報公開条例
- ・墨田区個人情報保護条例
- ・墨田区情報公開及び個人情報保護審査会条例

(2) 内容及び施行期日

別紙2のとおり

4 墨田区職員定数条例の一部を改正する条例

(1) 改正理由及び内容

業務の民間委託の推進、事務事業の見直し等により職員の減員が可能となるため、職員の定数を次のとおり改める。

区長等の事務部局の職員	1,859人	1,844人(15人)
幼稚園の園長及び教員	21人	[現行どおり]
計	1,880人	1,865人(15人)

(2) 施行期日

本年4月1日

5 職員の分限に関する条例の一部を改正する条例

(1) 改正理由及び内容

公務の能率の維持及び適正な運営の確保の観点から、職員の分限処分における降給制度を導入することに伴い、その基準、手続等について定める。

(2) 施行期日等

本年4月1日

施行期日以後の職員の行為に係るものについて適用する。

6 職員の結核休養に関する条例を廃止する条例

(1) 廃止理由及び内容

結核性疾患を取り巻く状況の変化に伴い、職員の結核休養制度を廃止する。

(2) 施行期日等

本年4月1日

廃止時において結核休養の承認を受けて療養している者は、勤続年数に応じた普通休養期間を上限として、従前の例により承認することができる。

あわせて墨田区職員定数条例について、定数外とする職員に係る規定を整備する。

7 地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(1) 改正理由及び内容

地方公務員法の一部改正(26.5.14公布、28.4.1一部施行)に伴い、関係条例について次のとおり改正する。

条 例 名	改 正 内 容
外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例	所要の規定整備
職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例	引用条文の移動に伴う所要の規定整備
墨田区人事行政の運営等の状況の公表に関する条例	人事行政の運営の状況に係る報告事項に人事評価及び退職管理の状況に関する事項を加えるほか、所要の改正をする。

(2) 施行期日

本年 4 月 1 日

8 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

(1) 改正理由及び内容

地方公営企業法の一部改正(26.5.14 公布、28.4.1 施行・26.6.13 公布、28.4.1 施行) により引用条文に移動があることに伴い、所要の規定整備をする。

(2) 施行期日

本年 4 月 1 日

9 職員の退職管理に関する条例

(1) 制定理由及び内容

地方公務員法の一部改正(26.5.14 公布、28.4.1 一部施行) により退職管理の適正確保に係る措置が講じられることに伴い、区の条例で定めることができることとされる特定の職にあった再就職者による依頼等の規制等について、次のとおり定める。

ア 特定の職にあった再就職者による依頼等の規制

営利企業等に再就職した国の部課長級に相当する職にあった者に対し、離職後 2 年間、離職の 5 年より前の職務に関する働きかけ() をすることを禁止する。

契約等の事務について、職務上の行為をするように、又はしないように要求し、又は依頼すること。

【参考】地方公務員法における再就職者による働きかけの規制

対象者	禁止行為	規制期間
再就職者	離職前 5 年間の職務に関する働きかけ	離職後 2 年間
再就職者のうち、地方公共団体の長の直近下位の内部組織の長の職にあった者	離職の 5 年より前の職務に関する働きかけ	離職後 2 年間
再就職者	在職中に決定権者として決定した職務に関する働きかけ	なし

再就職者... 営利企業等に再就職した者

イ 再就職情報の届出の義務

管理又は監督に係る職にあった者に対し、離職後 2 年間、人事委員会規則で定める事項() について届出をすることを義務付ける。

氏名、生年月日、離職時の職、離職日、再就職日、再就職先の名称、再就職先の業務内容及び再就職先における地位

(2) 施行期日等

本年 4 月 1 日

(1) のイについては、本年 4 月 1 日以後に離職した職員について適用

する。

10 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

(1) 改正理由及び内容

ア 等級別基準職務表の新設

地方公務員法の一部改正(26.5.14 公布、28.4.1 一部施行)により等級別基準職務表について区の条例で定めることとされることに伴い、当該表を定めるとともに、所要の規定整備をする。

イ 降給基準の追加

職員の分限に関する条例の一部改正による分限処分における降給制度の導入に伴い、降給させる場合の号給について定める。

ウ 結核休養制度の廃止に伴う改正

職員の結核休養に関する条例の廃止に伴い、所要の規定整備をする。

(2) 施行期日等

本年4月1日

あわせて職員の退職手当に関する条例について、上記(1)のウにより引用条文に移動があることに伴い、所要の規定整備をする。

11 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(1) 改正理由及び内容

行政不服審査法の全部改正(26.6.13 公布、28.4.1 一部施行)に伴い、関係条例について次のとおり改正する。

条 例 名	改 正 内 容
職員の給与に関する条例	引用する法律番号及び条項の改正に伴う所要の規定整備
職員の退職手当に関する条例	
災害に際し応急措置の業務に従事した者等に係る損害補償に関する条例	不服申立ての手続が審査請求に一元化されることに伴う所要の規定整備

(2) 施行期日

本年4月1日

12 墨田区印鑑条例の一部を改正する条例

(1) 改正理由及び内容

区民の利便の向上を図るため、コンビニエンスストア等の多機能端末機による印鑑登録証明書の交付を行うことに伴い、その手続等について定める。

(2) 施行期日

墨田区規則で定める日

13 墨田区国民健康保険条例の一部を改正する条例

(1) 改正理由

特別区国民健康保険事業の調整に関する共通基準に基づき保険料率を改定するほか、国民健康保険法施行令の一部改正（28.1.29 公布、28.4.1 施行）に伴い賦課限度額の引上げ等を行う。

(2) 内容、施行期日等

別紙3のとおり

14 墨田区いじめ防止対策推進条例の一部を改正する条例

(1) 改正理由及び内容

学校教育法の一部改正（27.6.24 公布、28.4.1 一部施行）により、新たな学校の種類として小学校から中学校までの義務教育を一貫して行う「義務教育学校」が設けられることに伴い、所要の規定整備をする。

(2) 施行期日

本年4月1日

15 幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

(1) 改正理由及び内容

ア 等級別基準職務表の新設

地方公務員法の一部改正（26.5.14 公布、28.4.1 一部施行）により等級別基準職務表について区の条例で定めることとされることに伴い、当該表を定めるとともに、所要の規定整備をする。

イ 降給基準の追加

職員の分限に関する条例の一部改正による分限処分における降給制度の導入に伴い、降給させる場合の号給について定める。

ウ 行政不服審査法の全部改正に伴う規定整備

行政不服審査法の全部改正（26.6.13 公布、28.4.1 一部施行）に伴い、所要の規定整備をする。

(2) 施行期日

本年4月1日

16 墨田区立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例

(1) 改正理由及び内容

都立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部改正（27.12.24 公布、同日施行(27.4.1 適用)）を踏まえ、次のとおり補償基礎額及び介護補償額の改定を行う。

ア 補償基礎額の改定

経験年数	5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 15年未満	15年以上 20年未満	20年以上 25年未満	25年以上
学校医 及び 学校歯科医	7,005円	8,709円	11,427円	12,969円	15,510円	16,539円
学校薬剤師	6,105円	7,197円	8,916円	10,422円	11,433円	11,826円
	6,117円	7,215円	8,937円	10,443円	11,451円	11,844円

イ 介護補償額の改定

区 分	常時介護を要する場合		随時介護を要する場合	
	現 行	改正案	現 行	改正案
(1) 介護に要する費用を支出して介護を受けたとき(他人介護)。【上限】	104,290円	104,570円	52,150円	52,290円
(2) 親族等による介護を受けたとき(家族介護)。【最低保障】	56,600円	56,790円	28,300円	28,400円

(2) 施行期日等

公布の日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

17 墨田区建築審査会条例の一部を改正する条例

(1) 改正理由及び内容

建築基準法の一部改正(27.6.26公布、28.4.1一部施行)により、建築審査会の委員の任期について区の条例で定めることとされることに伴い、当該任期等を定める。

(2) 施行期日

本年4月1日

18 墨田区特別工業地区建築条例の一部を改正する条例

(1) 改正理由及び内容

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部改正(27.6.24公布、28.6.23一部施行)により同法の規制対象となる営業の範囲が変更されることを踏まえ、第2種特別工業地区内の建築制限に係る建築物の用途について改める。

(2) 施行期日

本年6月23日

19 墨田区中高層建築物の建築に係る紛争の予防及び調整に関する条例の一部を改正する条例

(1) 改正理由及び内容

近年の中高層建築物の建築に係る紛争の状況に鑑み、特定中高層建築物のう

ち、一定の規模の建築物に係る手続を次のように改める。

現 行		改 正 案	
中高層建築物	高さが10mを超える建築物 [標識設置期限] 手続開始日の15日前まで [周知方法] 説明会の開催又は戸別訪問	中高層建築物	[現行どおり]
特定中高層建築物	中高層建築物のうち、延べ面積が1,000㎡を超える建築物又は高さが15mを超える建築物 [標識設置期限] 手続開始日の60日前まで [周知方法] 説明会の開催(解体工事の場合は説明会の開催又は戸別訪問)	特定中高層建築物	中高層建築物のうち、延べ面積が1,000㎡を超え、高さが15m以下の建築物又は高さが15mを超え、20m以下の建築物 [標識設置期限] 手続開始日の30日前まで [周知方法] 説明会の開催又は戸別訪問
		特別特定中高層建築物	中高層建築物のうち、高さが20mを超える建築物 [標識設置期限] 手続開始日の60日前まで [周知方法] 説明会の開催(解体工事の場合は説明会の開催又は戸別訪問)

(2) 施行期日等

本年4月1日

本年4月1日以後に標識を設置する中高層建築物の建築について適用する。

20 墨田区道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例

(1) 改正理由

固定資産税に係る固定資産の評価替え(平成27年度)に伴い、道路占用料を改定するほか、応急仮設建築物に係る占用料の区分を改める。

(2) 内容及び施行期日

別紙4のとおり

21 墨田区立公園条例の一部を改正する条例

(1) 改正理由

曳舟駅周辺地区地区計画に基づく京成曳舟駅前東第三地区第一種市街地再開発事業及び住宅市街地総合整備事業の実施により整備する公園を公の施設として設置するほか、固定資産税に係る固定資産の評価替え(平成27年度)に伴い、公園の土地の使用料等の上限額を改定する。

(2) 内容及び施行期日

別紙 5 のとおり

22 墨田区女性福祉資金貸付条例の一部を改正する条例

(1) 改正理由及び内容

女性福祉資金貸付制度の充実を図るため、修学資金の貸付限度額及び延滞利子の利率について次のとおり改める。

ア 専修学校の一般課程の修学に係る貸付限度額の引上げ

月額 46,500円 48,000円

イ 延滞利子の利率の引下げ

年10.75% 年5%

(2) 施行期日

本年4月1日

23 墨田区介護保険条例の一部を改正する条例

(1) 改正理由及び内容

ア 介護保険法の改正に伴う規定整備

介護保険法の一部改正(26.6.25公布、28.4.1一部施行)により、小規模の通所介護事業が地域密着型通所介護として地域密着型サービスに位置付けられること、及び介護予防・日常生活支援総合事業の開始に伴い、所要の規定整備をする。

イ 減免申請期限の延長

保険料の減免申請期限について、納付方法にかかわらず、保険料の減額又は免除を受けようとする月の末日までとする。

(2) 施行期日

本年4月1日

24 墨田区学童クラブ条例の一部を改正する条例

(1) 改正理由及び内容

学校教育法の一部改正(27.6.24公布、28.4.1一部施行)により、新たな学校の種類として小学校から中学校までの義務教育を一貫して行う「義務教育学校」が設けられることに伴い、所要の規定整備をする。

(2) 施行期日

本年4月1日

25 墨田区保育所条例の一部を改正する条例

(1) 改正理由及び内容

墨田区亀沢保育園の改築工事の実施に伴い、当該工事期間における同園の位置を次のように仮園舎を設置する位置とする。

〔現在の位置〕墨田区亀沢一丁目27番5号

〔仮園舎の位置〕墨田区亀沢二丁目24番6号

〔仮園舎設置期間〕平成28年6月11日から墨田区規則で定める日まで

(2) 施行期日

本年6月11日

<契約>

1 信託の変更について

(1) 変更理由

倉持福子氏から遺贈された財産のうち、信託受益権に係る不動産について、将来的に行政財産としての活用の見込みがないため、処分することとし、当該信託を変更する。

(2) 変更内容

ア 信託物件(その1)

項目	変更前	変更後
信託の目的	賃貸用建物の建築、管理及び運用	賃貸用建物の建築、管理及び運用並びに土地及び建物の処分
信託報酬	收受賃貸料の8%相当額	— 收受賃貸料の8%相当額 — 信託不動産の売却代金の3%の額に6万円を加えて得た額に消費税及び地方消費税を加算した額
信託期間	平成元年7月26日から平成43年12月31日まで	平成元年7月26日から平成43年12月31日まで又は信託不動産の処分が完了したときまで

イ 信託物件(その2)

項目	変更前	変更後
信託の目的	賃貸用建物の建築、管理及び運用	賃貸用建物の建築、管理及び運用並びに土地及び建物の処分
信託報酬	收受賃貸料の7%相当額	— 收受賃貸料の7%相当額 — 信託不動産の売却代金の3%の額に6万円を加えて得た額に消費税及び地方消費税を加算した額
信託期間	平成2年3月6日から平成43年12月31日まで	平成2年3月6日から平成43年12月31日まで又は信託不動産の処分が完了したときまで

(3) 信託物件概要

		信託物件(その1)	信託物件(その2)
所在地	地目	墨田区江東橋二丁目18番1 (住居表示) 墨田区江東橋二丁目3番10号	墨田区江東橋二丁目19番6、 19番11 (住居表示) 墨田区江東橋二丁目2番3号
	地積	宅地	宅地
		756.89㎡	429.60㎡

建 物	名 称	倉持ビルディング第 1	倉持ビルディング第 2
	種 類	事務所、居宅、車庫	事務所、車庫
	構 造	鉄骨造 地下 1 階、地上 9 階建	鉄骨鉄筋コンクリート造 地下 1 階、地上 8 階建
	延べ面積	4,659.78 m ²	2,566.79 m ²

<その他>

1 特別区道路線の認定について

(1) 起 点 墨田区亀沢二丁目 6 番

(2) 終 点 墨田区亀沢二丁目 7 番

2 特別区道路線の認定について

(1) 起 点 墨田区亀沢二丁目 2 番

(2) 終 点 墨田区亀沢二丁目 1 番

3 特別区道路線の認定について

(1) 起 点 墨田区緑二丁目 2 3 番

(2) 終 点 墨田区緑二丁目 2 4 番

4 特別区道路線の認定について

(1) 起 点 墨田区京島一丁目 3 8 番

(2) 終 点 墨田区京島一丁目 4 3 番

5 特別区道路線の認定について

(1) 起 点 墨田区八広一丁目 2 番

(2) 終 点 墨田区八広五丁目 1 4 番

上記 1 から 3 まではすみだ北斎美術館周辺道路の整備に伴うもの、上記 4 及び 5 は京成押上線連続立体交差事業の実施に伴うもの

6 東京都後期高齢者医療広域連合規約の変更に係る協議について

(1) 変更理由及び内容

保険料の負担軽減対策として区市町村が東京都後期高齢者医療広域連合に対して行っている経費の負担措置が平成 27 年度をもって終了するため、平成 28 年度及び平成 29 年度についても引き続き同様の措置を講ずることに伴い、同広域連合規約の変更に係る協議を行う。

(2) 施行期日

本年 4 月 1 日

墨田区手数料条例の一部を改正する条例概要

1 区民関係手数料の改正

- (1) コンビニエンスストア等の多機能端末機による住民票の写し等交付手数料の新設
区民の利便の向上を図るため、コンビニエンスストア等の多機能端末機による住民票の写し等の交付を行うことに伴い、当該交付に係る手数料を次のとおり新設する。

名 称	額（1通又は1件につき）	
	窓口交付（現 行）	コンビニ交付（改正案）
住民票の写しの交付手数料	300円	200円
印鑑登録証明書交付手数料		
特別区民税・都民税課税証明書交付手数料		
特別区民税・都民税非課税証明書交付手数料		

- (2) 行政不服審査に係る提出書類等の写し等の交付手数料の新設

行政不服審査法の全部改正（26.6.13 公布、28.4.1 一部施行）により、処分庁等が審理員又は行政不服審査会に提出した書類等を閲覧し、又は写し等の交付を求めることができることとされることに伴い、当該交付に係る手数料を次のとおり新設する。

名 称	額（1枚（片面）につき）	
行政不服審査に係る提出書類等の写し等交付手数料（ 1 ）	白黒	10円
	カラー	20円
行政不服審査に係る主張書面又は資料の写し等交付手数料（ 2 ）	白黒	10円
	カラー	20円

1 提出書類等...審理員に対して提出された書面、書類又は電磁的記録をいう。

2 主張書面又は資料...行政不服審査会に対して提出された主張書面、資料又は電磁的記録をいう。

2 建築・都市計画・土木関係手数料の改正

- (1) 既存住宅の増築・改築に係る長期優良住宅建築等計画の認定申請手数料の新設

長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則の一部改正（28.2.4 公布、28.4.1 施行）等により、既存住宅の増築・改築に係る長期優良住宅建築等計画の認定制度が創設されることに伴い、当該申請に対する審査の事務に係る手数料を次のとおり新設する。

ア 長期優良住宅建築等計画認定申請手数料

建 築 物 の 区 分		額	
		適合証あり	適合証なし
一戸建て住宅		10,000円	68,000円
共同住宅等	100㎡以内	10,000円	68,000円
	100㎡超500㎡以内	19,000円	160,000円
	500㎡超1,000㎡以内	33,000円	255,000円
	1,000㎡超2,500㎡以内	47,000円	504,000円

2,500 m ² 超 5,000 m ² 以内	88,000円	903,000円
5,000 m ² 超 10,000 m ² 以内	151,000円	1,552,000円

適合証...申請に係る計画について、所管行政庁が指定する者（登録住宅性能評価機関）が交付する長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類

共同住宅等に係る手数料の額は、上記の表に掲げる額を当該建築物における認定申請戸数で除して得た額（100円未満切捨て）

イ 長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料

建築物の区分	額	
	適合証あり	適合証なし
一戸建て住宅	10,000円	68,000円
共同住宅等	長期優良住宅建築等計画の変更に係る部分の床面積に2分の1を乗じて得た面積（床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積）に応じ、アの表に掲げる額を当該建築物における変更認定申請戸数で除して得た額（100円未満切捨て）	

(2) 建築物エネルギー消費性能向上計画等の認定に係る手数料の新設

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の制定（27.7.8公布、28.4.1一部施行）により、建築物エネルギー消費性能向上計画及び建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定制度が創設されることに伴い、これらの申請に対する審査の事務に係る手数料を次のとおり新設する。

ア 建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料

建築物の区分			額			
			適合証あり	適合証なし		
一戸建て住宅	200m ² 未満		5,100円	34,400円		
	200m ² 以上			38,400円		
一戸建て住宅以外の建築物	住戸ごとの申請の場合	300m ² 未満	9,700円	69,100円		
		300m ² 以上2,000m ² 未満	21,000円	116,000円		
		2,000m ² 以上5,000m ² 未満	46,000円	196,000円		
		5,000m ² 以上	81,000円	281,000円		
	一の建築物の申請の場合	住宅部分	300m ² 未満	9,700円	69,100円	
			300m ² 以上2,000m ² 未満	21,000円	116,000円	
			2,000m ² 以上5,000m ² 未満	46,000円	196,000円	
			5,000m ² 以上	81,000円	281,000円	
		非住	モデル建物法による場合	300m ² 未満	9,700円	87,100円
				300m ² 以上2,000m ² 未満	27,100円	145,700円
		2,000m ² 以上5,000m ² 未満	80,400円	235,700円		
		5,000m ² 以上10,000m ² 未満	128,000円	309,000円		
		10,000m ² 以上25,000m ² 未満	161,000円	371,000円		

	宅部分	25,000㎡以上	201,000円	435,000円	
		標準入力法等による場合	300㎡未満	9,700円	227,100円
			300㎡以上2,000㎡未満	27,100円	367,100円
			2,000㎡以上5,000㎡未満	80,400円	523,700円
			5,000㎡以上10,000㎡未満	128,000円	646,000円
			10,000㎡以上25,000㎡未満	161,000円	763,000円
			25,000㎡以上	201,000円	871,000円

適合証...申請に係る計画について、所管行政庁が指定する者が交付する建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第30条第1項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類
モデル建物法及び標準入力法等...非住宅部分に係る建築物エネルギー消費性能基準に係る評価方法

イ 建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料

建築物の区分			額				
			適合証あり	適合証なし			
一戸建て住宅	200㎡未満		3,700円	24,200円			
	200㎡以上			27,000円			
一戸建て住宅以外の建築物	住戸ごとの申請の場合	300㎡未満		6,900円	48,500円		
		300㎡以上2,000㎡未満		15,000円	81,000円		
		2,000㎡以上5,000㎡未満		32,000円	138,000円		
		5,000㎡以上		57,000円	197,000円		
	一の建築物の申請の場合	住宅部分	300㎡未満		6,900円	48,500円	
			300㎡以上2,000㎡未満		15,000円	81,000円	
			2,000㎡以上5,000㎡未満		32,000円	138,000円	
			5,000㎡以上		57,000円	197,000円	
		非住宅部分	モデル建物法による場合	300㎡未満		6,900円	61,100円
				300㎡以上2,000㎡未満		19,100円	102,100円
				2,000㎡以上5,000㎡未満		56,400円	165,100円
				5,000㎡以上10,000㎡未満		90,000円	216,000円
				10,000㎡以上25,000㎡未満		113,000円	260,000円
				25,000㎡以上		141,000円	305,000円
標準入力法等による場合	300㎡未満		6,900円	159,100円			
	300㎡以上2,000㎡未満		19,100円	257,100円			
	2,000㎡以上5,000㎡未満		56,400円	366,700円			
	5,000㎡以上10,000㎡未満		90,000円	453,000円			
	10,000㎡以上25,000㎡未満		113,000円	535,000円			
	25,000㎡以上		141,000円	610,000円			

ウ 建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定申請手数料

建築物の区分			額		
			適合証あり	適合証なし	
一戸建て住宅	性能基準 による場合	200㎡未満	5,100円	34,400円	
		200㎡以上		38,400円	
	仕様基準 による場合	200㎡未満		17,700円	
		200㎡以上		19,100円	
一戸建て住宅 以外の建築物	住宅 部分	性能基準 による場合	300㎡未満	9,700円	69,100円
			300㎡以上2,000㎡未満	21,000円	116,000円
			2,000㎡以上5,000㎡未満	46,000円	196,000円
			5,000㎡以上	81,000円	281,000円
		仕様基準 による場合	300㎡未満	9,700円	33,100円
			300㎡以上2,000㎡未満	21,000円	58,000円
			2,000㎡以上5,000㎡未満	46,000円	104,000円
			5,000㎡以上	81,000円	157,000円
	非 住宅 部分	モデル建物法 による場合	300㎡未満	9,700円	87,100円
			300㎡以上2,000㎡未満	27,100円	145,700円
			2,000㎡以上5,000㎡未満	80,400円	235,700円
			5,000㎡以上10,000㎡未満	128,000円	309,000円
			10,000㎡以上25,000㎡未満	161,000円	371,000円
			25,000㎡以上	201,000円	435,000円
		標準入力法等 による場合	300㎡未満	9,700円	227,100円
			300㎡以上2,000㎡未満	27,100円	367,100円
			2,000㎡以上5,000㎡未満	80,400円	523,700円
			5,000㎡以上10,000㎡未満	128,000円	646,000円
		10,000㎡以上25,000㎡未満	161,000円	763,000円	
		25,000㎡以上	201,000円	871,000円	

適合証...申請に係る建築物について、所管行政庁が指定する者が交付する建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第2条第3号に掲げる建築物エネルギー消費性能基準（省令で定める建築物の備えるべきエネルギー消費性能の確保のために必要な建築物の構造及び設備に関する基準）に適合していることを示す書類

性能基準及び仕様基準...住宅部分に係る建築物エネルギー消費性能基準

3 施行期日

本年4月1日。ただし、1(1)については、墨田区規則で定める日

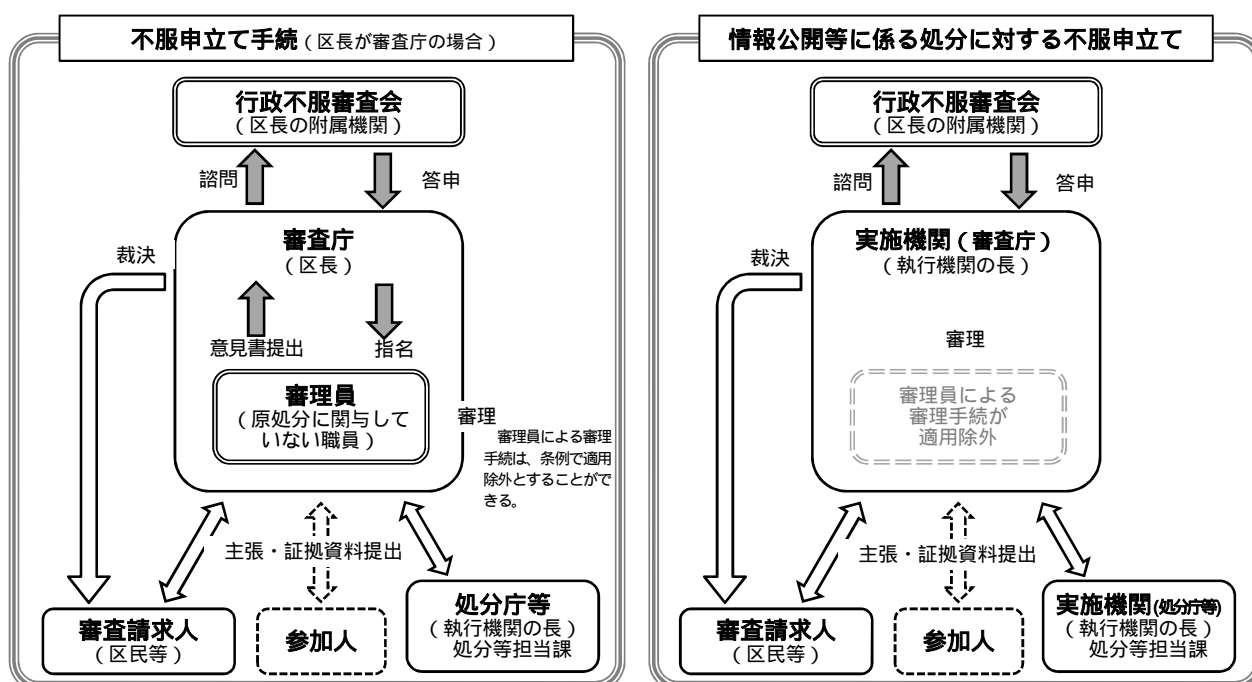
墨田区情報公開条例等の一部を改正する条例概要

1 改正内容

行政不服審査法の全部改正（26.6.13 公布、28.4.1 一部施行）により、不服申立てに係る審理手続において、審理員制度及び第三者機関への諮問手続が導入されることに伴い、次のとおり改正する。

(1) 墨田区情報公開条例及び墨田区個人情報保護条例の一部改正

情報公開等に係る処分に対する不服申立ての手続について、既に第三者機関による審理手続により客観性が担保されているため、行政不服審査法に基づく審理員による審理手続を適用除外とするほか、所要の規定整備をする。



(2) 墨田区情報公開及び個人情報保護審査会条例の一部改正

ア 所掌事項等の改正

墨田区情報公開及び個人情報保護審査会について、行政不服審査法に基づく第三者機関としての役割と従前の情報公開及び個人情報に関する不服申立てに係る諮問機関としての役割を担う機関として位置付け、名称を「墨田区行政不服審査会」に改めるほか、所要の規定整備をする。

イ 罰則の改正

地方公務員法の一部改正（26.5.14 公布、28.4.1 一部施行）により本条例が準拠している職員の守秘義務違反等に係る罰則の改正及び行政不服審査法において定められる国の行政不服審査会の委員の守秘義務違反に係る罰則を踏まえ、次のとおり審査会の委員の守秘義務違反に係る罰金の上限額を引き上げる。

- ・ 3万円 50万円

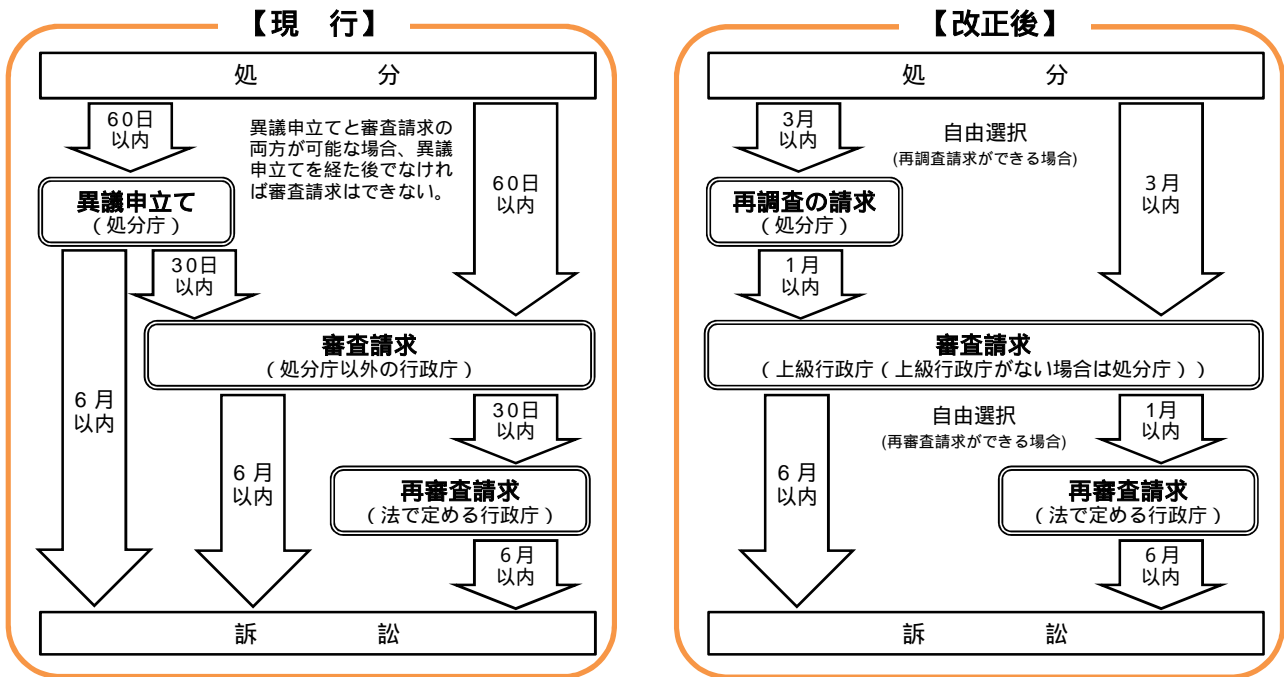
2 施行期日

本年 4 月 1 日

(参考)

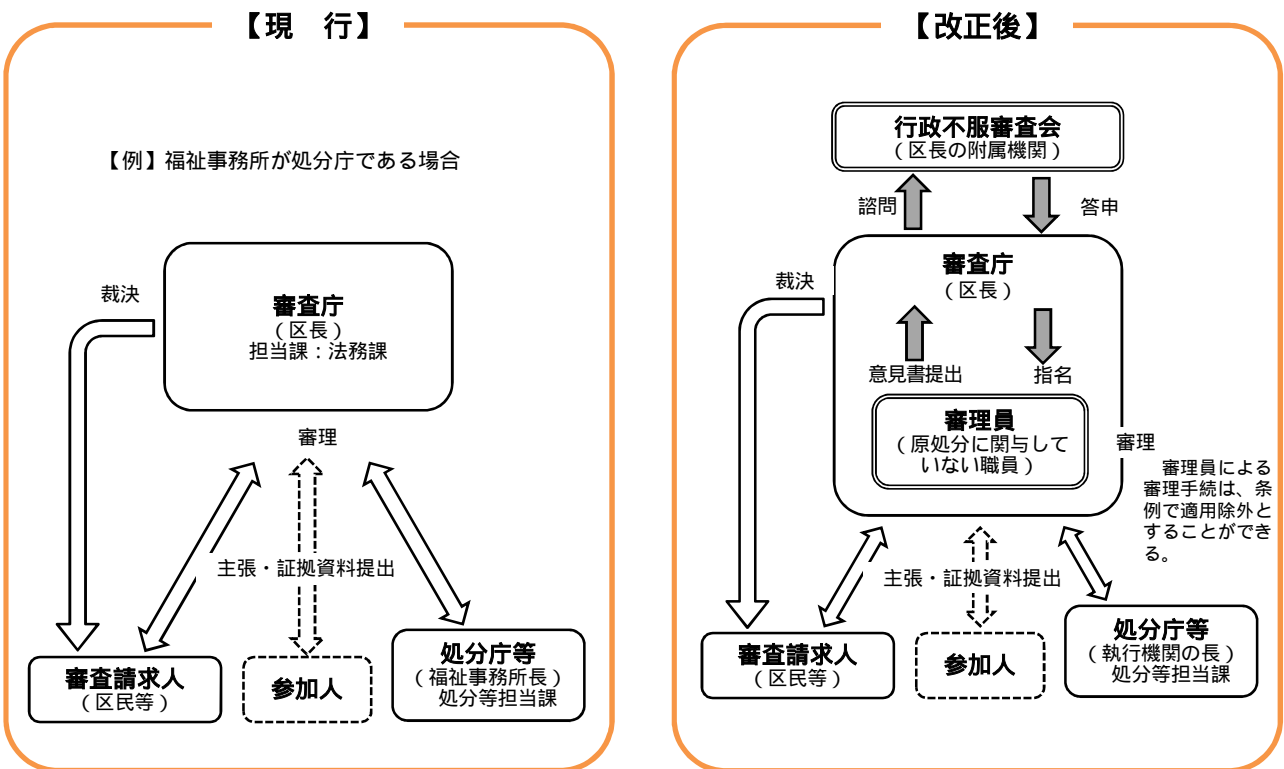
行政不服審査法の改正概要

1 不服申立ての種類の一元化及び請求期間の延長



2 審理体制の公正性の向上

審理における客観性・公平性を高めるため、原処分に關与していない職員により審理を行う審理員制度及び裁決の判断の妥当性を諮問する第三者機関制度が導入される。



審査庁が合議制の機関（教育委員会、附属機関等）である場合は、審理員の指名及び行政不服審査会への諮問は不要

墨田区国民健康保険条例の一部を改正する条例概要

1 保険料率の改定等

特別区国民健康保険事業の調整に関する共通基準に基づき保険料率を改定するとともに、国民健康保険法施行令の一部改正（28.1.29 公布、28.4.1 施行）に伴い賦課限度額を引き上げる。

区 分		現 行	改 正 案
基礎賦課額	所 得 割	6.45 / 100 〔賦課割合：56/100〕	6.86 / 100 〔賦課割合：56/100〕
	被保険者均等割 (被保険者1人につき)	33,900円 〔賦課割合：44/100〕	35,400円 〔賦課割合：44/100〕
	賦 課 限 度 額	520,000円	540,000円
後期高齢者 支援金等賦 課額	所 得 割	1.98 / 100 〔賦課割合：56/100〕	2.02 / 100 〔賦課割合：56/100〕
	被保険者均等割 (被保険者1人につき)	10,800円 〔賦課割合：44/100〕	現行どおり 〔賦課割合：44/100〕
	賦 課 限 度 額	170,000円	190,000円
介護納付金 賦課額	所 得 割	1.62 / 100 〔賦課割合：50/100〕	1.59 / 100 〔賦課割合：50/100〕
	被保険者均等割 (被保険者1人につき)	14,700円 〔賦課割合：50/100〕	現行どおり 〔賦課割合：50/100〕
	賦 課 限 度 額	160,000円	現行どおり

2 保険料率の改定に伴う保険料の減額等の改正

国民健康保険法施行令の一部改正（28.1.29 公布、28.4.1 施行）に伴い低所得世帯の保険料の均等割額の減額に係る所得算定基準を改めるとともに、被保険者均等割の保険料率の改定に伴い均等割額から減額する額を改める。

区 分	現 行			改 正 案		
	算定基準	被保険者1人につき減額する額		算定基準	被保険者1人につき減額する額	
7 割減額 世 帯	所得が33万円を 超えない世帯	基礎	23,730円	現行どおり	基礎	24,780円
		後期	7,560円		後期	現行どおり
		介護	10,290円		介護	現行どおり
5 割減額 世 帯	所得が〔33万円 + 26万円×被保 険者数〕を超えな い世帯	基礎	16,950円	所得が〔33万円 + 26万5千円×被保 険者数〕を超え ない世帯	基礎	17,700円
		後期	5,400円		後期	現行どおり
		介護	7,350円		介護	現行どおり
2 割減額 世 帯	所得が〔33万円 + 47万円×被保 険者数〕を超えな い世帯	基礎	6,780円	所得が〔33万円 + 48万円×被保 険者数〕を超えな い世帯	基礎	7,080円
		後期	2,160円		後期	現行どおり
		介護	2,940円		介護	現行どおり

* 基礎：基礎賦課額

* 後期：後期高齢者支援金等賦課額

* 介護：介護納付金賦課額

3 保険料の減免申請期限の延長

保険料の減免に係る申請期限を次のように改める。

現 行	改 正 案	
納期限前7日	普 通 徴 収	納期限日
	特 別 徴 収	特別徴収対象に係る年金給付の支払日

4 施行期日等

本年4月1日

墨田区道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例概要

1 占用料の改定及び占用物件に係る規定整備

固定資産税に係る固定資産の評価替え（平成27年度）に伴い、道路占用料を次のように改定するほか、応急仮設建築物に係る占用料の区分を改める。

占 用 物 件		単 位	現 行	改正案	
法第32条第1項第1号に掲げる工作物	第1種電柱	1本につき 1年	6,750円	6,930円	
	第2種電柱		10,300円	10,600円	
	第3種電柱		13,900円	14,300円	
	第1種電話柱		4,480円	5,370円	
	第2種電話柱		7,240円	8,680円	
	第3種電話柱		9,980円	11,900円	
	その他の柱類		600円	610円	
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1mにつき 1年	60円	61円	
	地下に設ける電線その他の線類		36円	37円	
	路上に設ける変圧器	1個につき 1年	5,900円	6,060円	
	地下に設ける変圧器	占用面積1㎡につき 1年	3,610円	3,710円	
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき 1年	12,000円	12,300円	
	広告塔	表示面積1㎡につき 1年	18,000円	18,300円	
	その他のもの	占用面積1㎡につき 1年	11,300円	12,300円	
法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.04m未満のもの	長さ1mにつき 1年	140円	現行どおり	
	外径が0.04m以上0.07m未満のもの		250円	260円	
	外径が0.07m以上0.1m未満のもの		360円	370円	
	外径が0.1m以上0.15m未満のもの		540円	550円	
	外径が0.15m以上0.2m未満のもの		720円	740円	
	外径が0.2m以上0.3m未満のもの		1,080円	1,110円	
	外径が0.3m以上0.4m未満のもの		1,440円	1,480円	
	外径が0.4m以上0.7m未満のもの		2,530円	2,600円	
	外径が0.7m以上1.0m未満のもの		3,610円	3,710円	
法第32条第1項第3号に掲げる施設	占用面積1㎡につき 1年	8,680円	10,400円		
法第32条第1項第4号に掲げる施設	占用面積1㎡につき 1年	11,300円	12,300円		
法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が1のもの	A×0.004	現行どおり	
		階数が2のもの			A×0.006
		階数が3以上のもの			A×0.007
	上空に設ける通路	占用面積1㎡につき 1年	9,020円	9,180円	
	地下に設ける通路		5,410円	5,510円	
その他のもの		8,040円	8,190円		
法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの	占用面積1㎡につき 1日	180円	現行どおり	
	商品置場その他これに類するもの	占用面積1㎡につき 1年	18,000円	18,300円	
令第7条第1号に掲げる物件	看板(アーチ式であるものを除く。)	表示面積1㎡につき 1年	18,000円	18,300円	
	標識	1本につき 1年	9,460円	9,900円	
	旗ざお及び幕	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの	その面積1㎡又は1本につき 1日	180円	現行どおり
その他のもの		その面積1㎡又は1本につき 1年	18,000円	18,300円	

	アーチ式工作物	車道を横断するもの	1基につき 1年	180,400円	183,700円
		その他のもの		90,200円	91,800円
令第7条第2号に掲げる工作物			占有面積1㎡につき 1年	12,000円	12,300円
令第7条第3号に掲げる施設			占有面積1㎡につき 1年	$A \times 0.024$	現行どおり
令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料置場	板囲、足場その他の工事用施設及び工事用材料置場		占有面積1㎡につき 1年	15,400円	18,300円
	危険防止施設			5,000円	6,000円
	詰所			18,000円	18,300円
令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる仮設収容施設			占有面積1㎡につき 1年	11,300円	12,300円
令第7条第8号に掲げる施設（高速自動車国道及び自動車専用道路以外の道路に係るものを除く。）	上空、トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの	階数が1のもの	占有面積1㎡につき 1年	$A \times 0.006$	現行どおり
		階数が2のもの		$A \times 0.008$	
		階数が3のもの		$A \times 0.011$	
		階数が4以上のもの		$A \times 0.012$	
	その他のもの			$A \times 0.024$	
令第7条第9号に掲げる施設並びに同条第10号に掲げる施設及び自動車駐車場（同号口に掲げる道路に係るものを除く。）	建築物	階数が1のもの	占有面積1㎡につき 1年	$A \times 0.006$	現行どおり
		階数が2のもの		$A \times 0.008$	
		階数が3のもの		$A \times 0.011$	
		階数が4以上のもの		$A \times 0.012$	
	その他のもの			$A \times 0.006$	
令第7条第11号に掲げる応急仮設建築物	上空、トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの	階数が1のもの	占有面積1㎡につき 1年	$A \times 0.011$	$A \times 0.006$
		階数が2のもの			$A \times 0.008$
		階数が3のもの			$A \times 0.011$
		階数が4以上のもの			$A \times 0.012$
	その他のもの			$A \times 0.024$	現行どおり
令第7条第12号に掲げる器具			占有面積1㎡につき 1年	$A \times 0.024$	現行どおり
令第7条第13号に掲げる施設	上空、トンネルの上又は高速自動車国道若しくは自動車専用道路（高架のものに限る。）の路面下に設けるもの	階数が1のもの	占有面積1㎡につき 1年	$A \times 0.006$	現行どおり
		階数が2のもの		$A \times 0.008$	
		階数が3のもの		$A \times 0.011$	
		階数が4以上のもの		$A \times 0.012$	
	その他のもの			$A \times 0.024$	

「法」は道路法を、「令」は道路法施行令をいう。

Aは、近傍類似の土地の時価を表す。

2 施行期日

本年4月1日

墨田区立公園条例の一部を改正する条例概要

1 区立公園の新設

曳舟駅周辺地区地区計画に基づく京成曳舟駅前東第三地区第一種市街地再開発事業及び住宅市街地総合整備事業の実施により整備する次の公園を公の施設として設置する。

[名称] 墨田区立ひきふねどんぐり公園

[位置] 墨田区京島一丁目7番3号

[面積] 562.72㎡

2 公園の土地の使用料等の上限額の改定

固定資産税に係る固定資産の評価替え（平成27年度）に伴い、土地及び公園施設の使用料並びに公園の占用料の上限額を次のように改定する。

(1) 土地及び公園施設の使用料

種 別	単 位	金 額	
		現 行	改正案
土地	㎡/月	905円	942円
公園施設	か所/月	14,500円	14,400円

(2) 公園の占用料

種 別	単 位	金 額	
		現 行	改正案
電柱、標識	本/月	1,340円	1,377円
水道管、下水管、ガス管、電線	m/月	595円	612円
鉄塔	㎡/月	993円	1,020円
変圧塔、マンホール類	か所/月	993円	1,020円
郵便差出箱、信書便差出箱	か所/月	397円	408円
公衆電話所	か所/月	993円	1,020円
地下の占用物件	地上露出部分	㎡/月	601円
	地下部分		721円
高架の占用物件	㎡/月	297円	306円
高架の占用物件	㎡/月	462円	510円
天体、気象又は土地の観測施設	㎡/月	686円	823円
写真撮影のための常時占用	台/月	7,920円	8,160円
写真撮影のための臨時的な占用	1回 (1時間以内)	12,375円	12,750円
その他の占用	㎡/日	33円	34円

3 施行期日

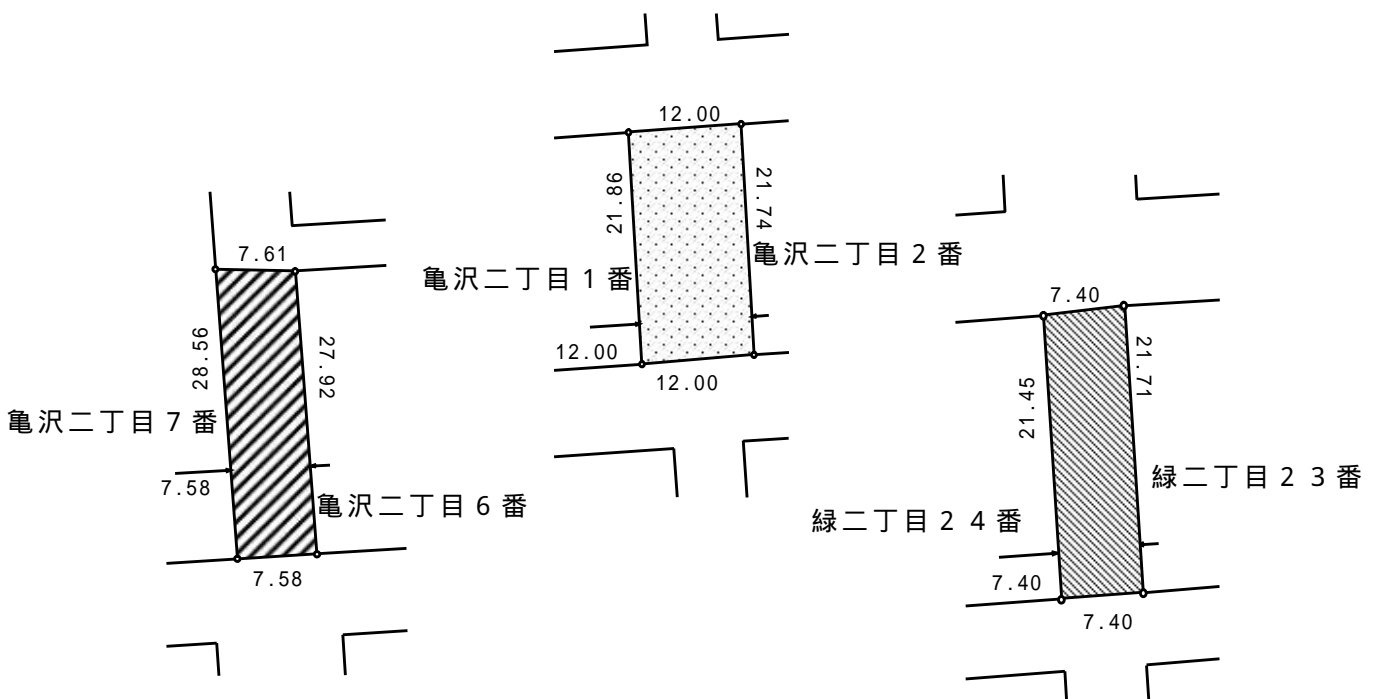
本年4月1日

(参考)

特別区道認定(すみだ北斎美術館周辺道路の整備に伴うもの)

起 終 点	墨田区亀沢二丁目6番 ~同7番	墨田区亀沢二丁目2番 ~同1番	墨田区緑二丁目23番 ~同24番
延 長	28.24m	21.80m	21.58m
幅 員	7.58m	12.00m	7.40m
面 積	214.18m ²	261.75m ²	159.73m ²

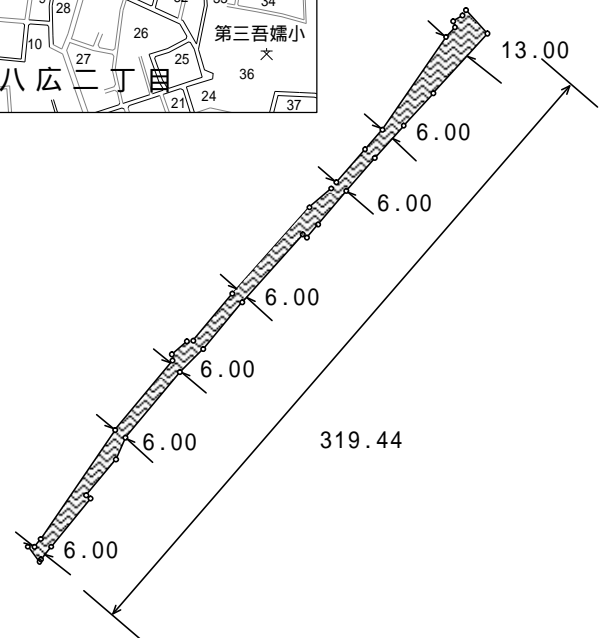
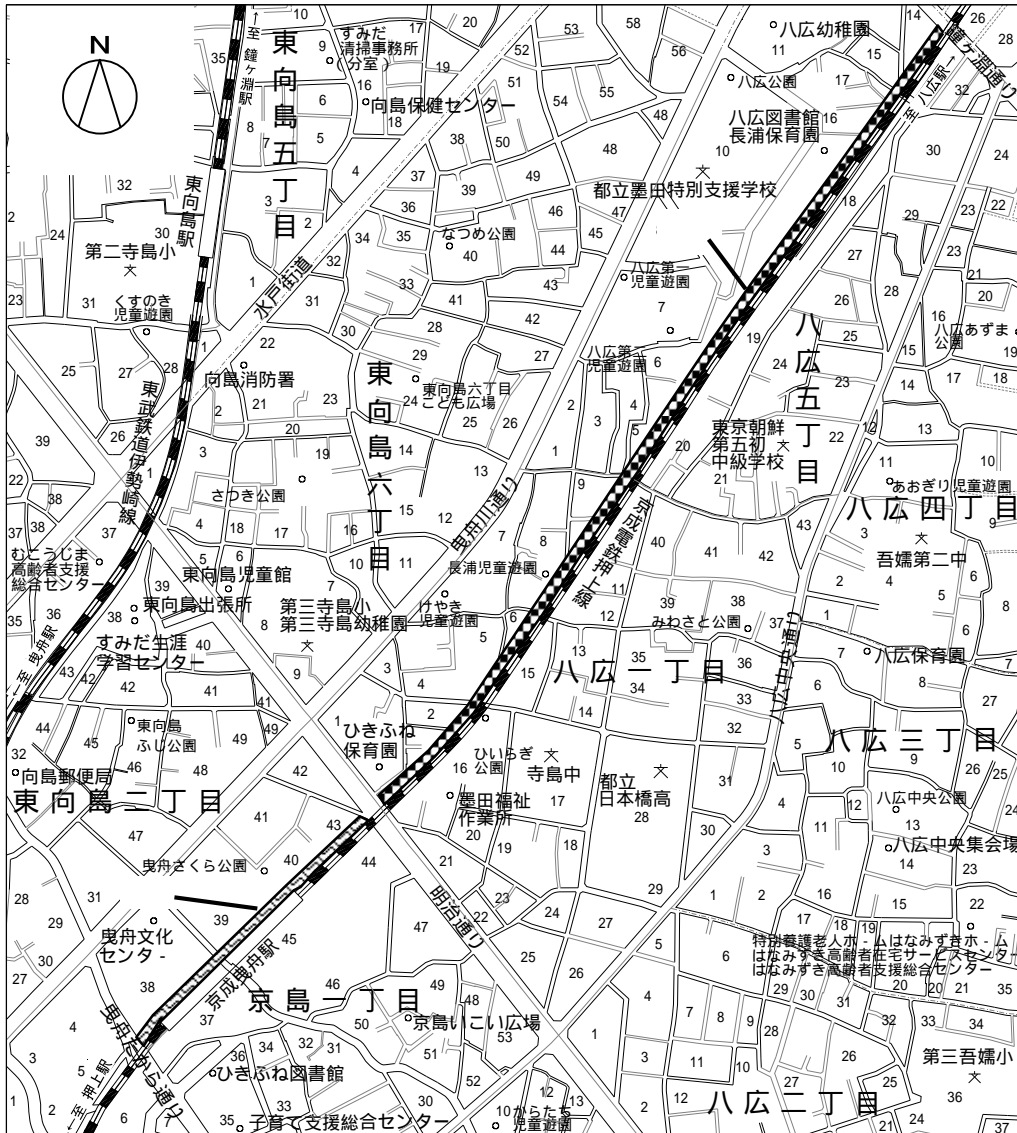
案 内 図

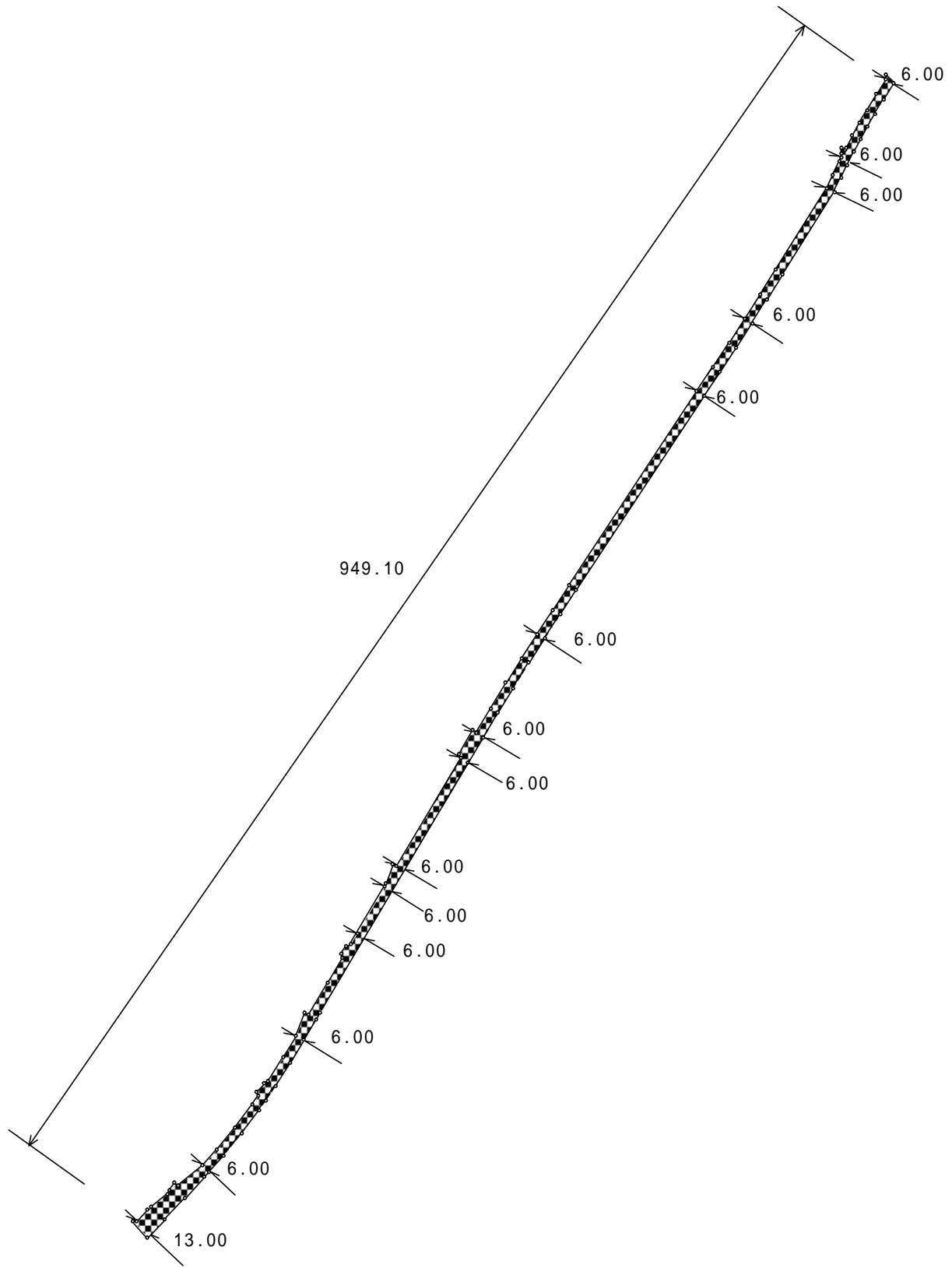


特別区道認定（京成押上線連続立体交差事業の実施に伴うもの）

起 終 点	墨田区京島一丁目38番～同43番	墨田区八広一丁目2番～八広五丁目14番
延 長	319.44m	949.10m
幅 員	6.00m～13.00m	6.00m～13.00m
面 積	2,345.11m ²	6,136.53m ²

案 内 図





平成27年度 墨田区一般会計補正予算(第6号) 概要

繰越明許費
(追加)

(単位:千円)

款	項	事業名	金額
土木費	公園費	旧安田庭園再整備事業 (両国公会堂解体工事)	129,400

平成27年度 墨田区一般会計補正予算(第7号) 概要

I 歳入歳出予算補正

補正前の額	補正額	補正後の額
千円	千円	千円
111,825,010	1,129,000	112,954,010

歳 出 1,129,000 千円

(追加)

3,561,472千円

- ・ 職員退職手当 465,306千円
- ・ システム強靱性向上事業費 70,419千円
- ・ 財政調整基金積立金 1,545,000千円
- ・ 公共施設整備基金積立金 500,000千円
- ・ 水と緑のまちづくり基金積立金 13,510千円
- ・ 個人番号カード交付経費 42,327千円
- ・ 協治(ガバナンス)まちづくり推進基金事業費 1,000千円
- ・ すみだ北斎美術館開設準備経費 3,383千円
- ・ 北斎基金積立金 20,000千円
- ・ 年金生活者等支援臨時福祉給付金給付事業費 800,000千円
- ・ 利用者負担軽減システム改修経費 1,998千円
- ・ 私立保育所保育委託費 33,943千円
- ・ 私立保育所に対する助成費 25,600千円
- ・ 保育園管理運営費 8,121千円
- ・ 区内循環バス運行等経費 30,865千円

(減額)

2,432,472千円

- ・ 庁舎リフレッシュ計画の実施 67,900千円
- ・ 不燃化促進助成金交付事業費 50,490千円
- ・ 特定緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業費 300,831千円
- ・ 区議会議員及び区長選挙執行費 46,327千円
- ・ 地域密着型サービス整備事業費 75,705千円
- ・ 大都市・小規模ケアハウス整備助成費 164,000千円
- ・ 私立保育所等整備助成事業費 130,000千円
- ・ 私立幼稚園教育事業費等補助費 50,000千円
- ・ 亀沢保育園改築事業費 69,905千円
- ・ 商工業融資事業費 76,621千円
- ・ 京島地区まちづくり事業費 106,000千円
- ・ 京成押上線立体化推進事業費 132,000千円
- ・ 住宅市街地総合整備事業(鐘ヶ淵周辺地区) 48,000千円
- ・ 学校施設維持管理費(小学校) 75,051千円
- ・ その他 1,039,642千円

歳 入 1,129,000 千円

- ・ 地方揮発油譲与税 7,500千円
- ・ 自動車重量譲与税 20,000千円
- ・ 地方道路譲与税 1千円
- ・ 利子割交付金 65,000千円
- ・ 配当割交付金 250,000千円
- ・ 地方消費税交付金 152,000千円
- ・ 自動車取得税交付金 80,000千円

・ 地方特例交付金	15,521千円
・ 特別区交付金	1,413,632千円
・ 交通安全対策特別交付金	5,000千円
・ 使用料及び手数料	10,249千円
・ 国庫支出金	666,746千円
・ 都支出金	650,556千円
・ 財産収入	22,603千円
・ 寄付金	29,454千円
・ 諸収入	135,361千円
・ 繰入金	4,013千円
・ 特別区債	414,000千円

繰越明許費
(追加)

(単位:千円)

款	項	事業名	金額
総務費	総務管理費	システム強靱性向上事業	70,419
民生費	社会福祉費	年金生活者等支援 臨時福祉給付金給付事業	800,000
		利用者負担軽減システム改修事業	1,998
	児童福祉費	私立保育所に対する助成事業 (ICT化推進等)	25,600
		園舎改修保育事業 (きんし保育園)	45,200
教育費	中学校費	校舎第二築中学校事業 (吾嬬第二中学校)	386,500

特別区債補正
(変更)

(単位:千円)

起債の目的	変更前	変更後
	限度額	限度額
区民施設整備事業	192,000	162,000
社会福祉施設整備事業	60,000	0
道路整備事業	1,034,000	987,000
公園整備事業	230,000	210,000
住宅市街地総合整備事業	96,000	57,000
鉄道立体化事業	335,000	197,000
市街地整備事業	378,000	332,000
学校施設建設等事業	929,000	895,000